

広島県土地造成事業の設置等に関する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第二号

### 広島県土地造成事業の設置等に関する条例

(土地造成事業の設置)

第一条 県に、広島県土地造成事業（以下「土地造成事業」という。）を設置する。

(法の適用)

第二条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二条第三項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定により、土地造成事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第三条 土地造成事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営するものとする。

2 土地造成事業においては、次に掲げる事業を行う。

- 一 工場、住宅、流通業務施設及び公共施設の用地として土地を造成し、供給する事業
- 二 前号に規定する事業に関連する施設の整備事業
- 三 前二号に掲げる事業に係る土地等の資産を有効に活用する事業で土地造成事業の管理者の権限を行う知事（以下「知事」という。）が別に定めるもの

(管理者)

第四条 法第七条ただし書の規定に基づき、土地造成事業に管理者を置かないものとする。

(事務処理のための組織)

第五条 法第十四条の規定に基づき、知事の権限に属する事務を処理させるため、商工労働局を置く。

2 商工労働局の位置は、広島市中区基町とする。

(その他の組織)

第六条 前条に定めるもののほか、知事は、公募型プロポーザル方式（契約の内容が専門的な知識又は技術が要求されるものについて、提案の内容に基づき公募により地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第二号の規定による随意契約の相手方を選定する方式をいう。）による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する組織を置くことができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第七条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない土地造成事業の用

に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものであるものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第八条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の二第八項の規定により土地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第九条 土地造成事業の業務に関し法第四十条第二項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が七千万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上のものとする。

#### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。